

練馬区マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく除却の必要性に係る認定に関する要綱

平成 30 年 3 月 1 日
29 練都建第 1000 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）第102条の規定による除却の必要性に係る認定（以下「要除却認定」という。）に関する手続について、法、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）および練馬区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成29年7月練馬区規則第58号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(事前相談)

第 2 条 要除却認定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請をする前に、要除却認定事前相談申込書（第 1 号様式）につぎに掲げる書類を添えて、区長にあらかじめ事前相談をするものとする。

- (1) 省令第 49 条第 1 項の規定により提出する様式、図書または書類
- (2) 省令第 49 条第 1 項第 1 号に規定する集会（以下「集会」という。）において、区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）に配布した書類一式
- (3) 集会に出席した者の名簿（出席した者の記名および押印があるものに限る。）の写し、委任状の写しまたは議決権行使書の写し
- (4) 申請に係るマンションの全部事項証明書（区分所有者がわかるものに限る。）
- (5) 次条に規定する耐震診断を行った者が建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号）第 5 条第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類の写し

(耐震診断)

第 3 条 申請者は、前条に規定する事前相談をする前に、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 2 条第 1 項に規定する耐震診断を行うものとする。

- 2 前項の耐震診断は、練馬区建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第 10 条第 1 項および第 2 項に規定する区長が耐震関係規定の適合性を判定する知識と能力を有すると認めた者および練馬区マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第 4 条に規定する区長が適切であると認める者を定める要領（平成 30 年 2 月 1 日 29 練都建第 800 号）別表第 2 に掲げる者による評定を受けたものとする。

(完了報告)

第 4 条 要除却認定を受けた者は、認定を受けたマンションの除却工事が完了した

場合は、速やかに、除却工事完了報告書（第2号様式）につぎに掲げる書類を添えて、区長に報告するものとする。

- (1) 認定通知書の写し
- (2) 除却工事の作業状況および完了状況が分かる写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

(委任)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

要除却認定事前相談申込書				
年 月 日				
練馬区長 殿				
練馬区マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく除却の必要性に係る認定に関する要綱第2条の規定に基づき、事前相談を申し込みます。				
1 事前相談者の住所、氏名および電話番号	〒 電話（ ） -			
2 建築物の名称				
3 建築物の位置				
4 建築確認履歴	建築確認の有無	有 ・ 無 ・ 不明		
	確認済証	年 月 日 第 号		
	検査済証の有無	有 ・ 無 ・ 不明		
	検査済証	年 月 日 第 号		
5 建築物概要	主要用途		区分所有者数	
	階数	地上 階 ・ 地下 階 ・ 塔屋 階		
	構造	造	敷地面積	㎡
	建築面積	㎡	延床面積	㎡
※ 受付欄				

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印欄には、記入しないこと。

第2号様式（第6条関係）

除却工事完了報告書	
年 月 日	
練馬区長 殿	
練馬区マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく除却の必要性に係る認定に関する要綱第4条の規定に基づき、除却工事の完了を報告します。	
1 報告者の住所、氏名および電話番号	〒 電話（ ） -
2 建築物の名称	
3 建築物の位置	
4 認定番号および認定年月日	認定番号 第 号 認定年月日 年 月 日
5 施工業者名	
※ 受付欄	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 ※印欄には、記入しないこと。